

- 16 シアン化カリウム
- 17 シアン化水素
- 18 シアン化ナトリウム
- 19 3, 3' - ジクロロ - 4, 4' - ジアミノジフェニルメタン
- 20 臭化メチル
- 21 重クロム酸及びその塩
- 22 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
- 23 トリレンジイソシアネート
- 24 ニツケルカルボニル
- 25 ニトログリコール
- 26 パラ - ジメチルアミノアゾベンゼン
- 27 パラ - ニトロクロルベンゼン
- 28 弗（ふっ）化水素
- 29 ベータ - プロピオラクトン
- 30 ベンゼン
- 31 ペンタクロルフエノール（別名 P C P）及びそのナトリウム塩
- 32 マゼンタ
- 33 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）
- 34 沃（よう）化メチル
- 35 硫化水素
- 36 硫酸ジメチル
- 37 1 から 36 までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

別表第6の2 有機溶剤

- 1 アセトン
- 2 イソブチルアルコール
- 3 イソプロピルアルコール
- 4 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)
- 5 エチルエーテル
- 6 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)
- 7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)
- 8 エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)
- 9 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)
- 10 オルト-ジクロルベンゼン
- 11 キシレン
- 12 クレゾール
- 13 クロルベンゼン
- 14 クロロホルム
- 15 酢酸イソブチル
- 16 酢酸イソプロピル
- 17 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)
- 18 酢酸エチル
- 19 酢酸ノルマル-ブチル
- 20 酢酸ノルマル-プロピル
- 21 酢酸ノルマル-ペンチル (別名酢酸ノルマル-アミル)
- 22 酢酸メチル
- 23 四塩化炭素
- 24 シクロヘキサノール
- 25 シクロヘキサノン
- 26 1,4-ジオキサン
- 27 1,2-ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)
- 28 1,2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)
- 29 ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)
- 30 N,N-ジメチルホルムアミド
- 31 スチレン
- 32 1,1,2,2-テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)
- 33 テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)
- 34 テトラヒドロフラン
- 35 1,1,1-トリクロルエタン
- 36 トリクロルエチレン

- 37 トルエン
- 38 二硫化炭素
- 39 ノルマルヘキサン
- 40 1 - ブタノール
- 41 2 - ブタノール
- 42 メタノール
- 43 メチルイソブチルケトン
- 44 メチルエチルケトン
- 45 メチルシクロヘキサノール
- 46 メチルシクロヘキサノン
- 47 メチル - ノルマル - ブチルケトン
- 48 ガソリン
- 49 コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む。)
- 50 石油エーテル
- 51 石油ナフサ
- 52 石油ベンジン
- 53 テレピン油
- 54 ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)
- 55 前各号に掲げる物のみから成る混合物

粉じん障害防止規則

(作業環境測定を行うべき屋内作業場)

第25条 令第21条第1号の厚生労働省令で定める土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場は、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場とする。

(定義等)

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 粉じん作業 別表第1に掲げる作業のいずれかに該当するものをいう。ただし、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、この省令に規定する措置を講ずる必要がないと当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が認定した作業を除く。
- 2 特定粉じん発生源 別表第2に掲げる箇所をいう。
- 3 特定粉じん作業 粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源であるものをいう。

粉じん作業（別表第1）	特定粉じん発生源（別表第2）
1 鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐（すい）する場所における作業 ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業	1 坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所
2 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第9号又は第18号に掲げる作業を除く。）	
3 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業	2 鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所
	3 鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
	4 鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（前号に掲げる箇所を除く。）

4 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽（けん）引する機関車を運転する作業を除く。	
5 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業	
5の2 坑内であつて、第1号から第3号まで又は前号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業	
6 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第13号に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。	5 屋内の、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
	6 屋内の、研ま材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
7 研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくははばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破砕し、粉砕し、又はふるいわける場所における作業を除く。	6 屋内の、研ま材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
	7 屋内の、研ま材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくははばり取りし、又は金属を裁断する箇所
8 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉砕し、又はふるいわける場所における作業（第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破砕し、粉砕し、又はふるいわける場所における作業を除く。	8 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破砕し、粉砕し、又はふるいわける箇所
9 セメント、フライアツシユ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第3号、第16号又は第18号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破砕し、粉砕し、又はふるいわける場所における作業を除く。	9 屋内の、セメント、フライアツシユ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
10 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業	9 屋内の、セメント、フライアツシユ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所

<p>11 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第14号までに掲げる作業を除く。）</p>	<p>10 屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所</p>
<p>12 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>	<p>11 屋内の、原料を混合する箇所</p>
<p>13 陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研ま材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業</p> <p>ロ 水の中で原料を混合する場所における作業</p>	<p>11 屋内の、原料を混合する箇所</p> <p>12 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所</p>
	<p>13 屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げる箇所</p>
<p>14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p>	<p>11 屋内の、原料を混合する箇所</p> <p>12 屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げる箇所</p>
<p>15 砂型を用い鋳物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第7号に掲げる作業を除く。）。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。</p>	<p>14 屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所</p>
<p>16 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業</p>	
<p>17 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。</p>	

18 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業	
19 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業	
20 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。	
21 金属を溶射する場所における作業	15 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所
22 染土の付着した藪(い)草を庫(くら)入れし、庫(くら)出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業	
23 長大ずい道(じん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)別表第23号の長大ずい道をいう。別表第3第17号において同じ。)の内部の、ホツパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業	

労働安全衛生規則

(作業環境測定を行うべき作業場)

第 587 条 令第 21 条第 2 号の厚生労働省令で定める暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場は、次のとおりとする。

- 1 溶鉱炉、平炉、転炉又は電気炉により鉱物又は金属を製錬し、又は精錬する業務を行なう屋内作業場
- 2 キュポラ、るつぼ等により鉱物、金属又はガラスを溶解する業務を行なう屋内作業場
- 3 焼純炉、均熱炉、焼入炉、加熱炉等により鉱物、金属又はガラスを加熱する業務を行なう屋内作業場
- 4 陶磁器、レンガ等を焼成する業務を行なう屋内作業場
- 5 鉱物の焙(ばい)焼、又は焼結の業務を行なう屋内作業場
- 6 加熱された金属の運搬又は圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工の業務を行なう屋内作業場
- 7 熔融金属の運搬又は鋳込みの業務を行なう屋内作業場
- 8 熔融ガラスからガラス製品を成型する業務を行なう屋内作業場
- 9 加硫がまによりゴムを加硫する業務を行なう屋内作業場
- 10 熱源を用いる乾燥室により物を乾燥する業務を行なう屋内作業場
- 11 多量の液体空気、ドライアイス等を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- 12 冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫又は冷凍庫等で、労働者がその内部で作業を行なうもの
- 13 多量の蒸気を使用する染色槽(そう)により染色する業務を行なう屋内作業場
- 14 多量の蒸気を使用する金属又は非金属の洗浄又はめつきの業務を行なう屋内作業場
- 15 紡績又は織布の業務を行なう屋内作業場で、給湿を行なうもの
- 16 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

労働安全衛生規則

(作業環境測定を行うべき作業場)

第 588 条 令第 21 条第 3 号の厚生労働省令で定める著しい騒音を発する屋内作業場は、次のとおりとする。

- 1 鋸(びょう)打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- 2 ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務(液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。)を行なう屋内作業場
- 3 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行なう屋内作業場
- 4 タンブラーによる金属製品の研ま又は砂落しの業務を行なう屋内作業場
- 5 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行なう屋内作業場
- 6 ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行なう屋内作業場
- 7 チツパーによりチツプする業務を行なう屋内作業場
- 8 多筒抄紙機により紙を抄(す)く業務を行なう屋内作業場
- 9 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場